

令和5年 5月 2日

保護者各位

門川町立草川小学校
校長 中田 憲治

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症への対応について(お知らせ)

新緑の候 皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より学校の教育活動にご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、5類感染症に移行する本年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、文部科学省より「学校における新型コロナウイルス感染症対に関する衛生マニュアル」の改定が行われたことを受け、本校においても5月8日以降、下記のように対応していきます。

つきましては、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 5月8日以降の校内における感染症対策

(1) 平常時

○ 適切な換気の確保

気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行う。

○ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

※ 感染が落ち着いている平時においては、これ以外の感染症対策を講じることはありません。また、マスクの着用を求めることもありません。

(2) 地域や学校において感染が流行している場合

○ 活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるようにする。

○ 活動場面に応じて、児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

※ 感染流行時にける感染症対策の詳細については、その際にお知らせいたします。

2 5月8日以降の感染者が確認された場合の対応

(1) 児童の感染が確認された場合の対応

これまでどおり『出席停止』の対応となります。『出席停止』の期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。(「症状が軽快」とはインフルエンザの際と同様、「解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること」を指します。)また、『出席停止』解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用をお願いすることになります。

(2) 濃厚接触者の取り扱いについて

濃厚接触者(「同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒」「学校で接触があった児童生徒」として特定されても、『出席停止』を求めることはありません。

(3) 感染が不安で休ませたいと申し出があった場合

これまでは、『出席停止』としていましたが、今後は『欠席』扱いとなります。ただし、同居家族に高齢者や基礎疾患のある方がいらっしゃる場合には、『出席停止』の扱いとなることもありますので、その際は、お申し出ください。

3 その他

これまでどおり、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要なので、無理をして登校させないようにお願いします。ただし、この場合は、『欠席』扱いとなります。